

草津市立草津駅東自転車駐車場指定管理者募集要項

付 属 資 料

- 草津駅東自転車駐車場の施設および設備の維持に関する仕様書
 - ① 管理業務仕様書
 - ② 消防設備保守点検業務仕様書
 - ③ 機械警備業務仕様書
 - ④ 搬送機保守点検業務仕様書

- 草津市立自転車駐車場の管理に関する条例、規則
 - ① 草津市立自転車駐車場条例
 - ② 草津市立自転車駐車場条例規則

草津駅東自転車駐車場

管 理 業 務 仕 様 書

草津駅東自転車駐車場管理業務仕様書

1 業務の範囲

草津市立草津駅東自転車駐車場(以下「駐車場」という。)内とする。

2 業務時間

午前6時から午後10時まで(時間外は開放)

3 休業日

12月31日から翌年1月3日まで

4 駐車できる車両

自転車、バイク(125cc以下)

5 普通・夜間・定期駐車(回数駐車券・駐車場利用券での利用を含む)

普通・夜間・定期駐車(回数駐車券・駐車場利用券での利用を含む)に関しては、草津市立自転車駐車場条例および草津市立自転車駐車場条例施行規則に基づき、適切な管理運営に努めること。

6 業務内容

(1)駐車場の運営等に関する業務

- ①駐車料金の徴収、收受、保管に関すること。
- ②定期駐車券等の保管、販売、交付および料金の收受、保管に関すること。
- ③その他上記に付随する業務の処理に関すること。

(2)駐車場の管理等に関する業務

- ①草津市立自転車駐車場条例(以下「市条例」という。)第8条の規定に基づく駐車の制限に関すること。
- ②市条例第9条の規定に基づく禁止行為の監視に関すること。
- ③市条例第10条の規定に基づく違反措置に関すること。
- ④駐車場内の事故処理、苦情処理に関すること。
- ⑤車両の誘導、整理に関すること。
- ⑥放置車両の廃棄処分に関すること。
- ⑦消防設備、機械警備、搬送機設備(以下「各種設備等」という。)の日常点検および保守点検に関すること。
- ⑧駐車場内の清掃に関すること。
- ⑨電気料金、上下水道料金、電話料金等の支払に関すること。
- ⑩その他上記業務に付随する業務の処理に関すること。

(3)緊急対策に関する業務

- ①火災、盗難、事故等の予防に関すること。
- ②駐車場内における火災、盗難、事故その他災害発生時の緊急通報および応急対策に関すること。
- ③その他上記に付随する業務の処理に関すること。

7 業務従事者

- (1) 指定管理者は、責任者を1名選任すること。
- (2) 指定管理者は、協定締結後速やかに(1)～(2)にかかる業務従事者名簿を草津市に提出すること。これを変更するときも同様とする。
- (3) 混雑時に指定管理者の責任において臨時的な業務従事者を導入する場合は、指定管理者は、その指導・監督に十分留意すること。
- (4) 業務の履行につき不相当と認められる業務従事者がある時は、市は指定管理者に対し変更を求めることができるものとし、指定管理者は速やかにこの申し出に応じなければならない。

8 業務時の服装

- (1) 指定管理者は、恒常的な業務従事者には制服等を着用させること。
- (2) 着用させる制服等の型・色等については、市の承認を得ること。
- (3) 混雑時に臨時的な業務従事者を導入する場合は、指定管理者は腕章等を着用させ、業務従事者であることが判明するようにすること。

9 接遇

業務従事者は、態度、言葉使いに留意し、特に駐車場利用者との応接に当たっては、親切丁寧な対応を心掛けるとともに、品位と誇りをもって迅速かつ厳正に業務処理に当たること。

10 事業計画の概要

指定管理者は、各年度の2月末までに翌年度に係る事業計画書を市に提出するものとする。

11 業務マニュアルの作成

- (1) 指定管理者は、協定締結後速やかに業務マニュアルを作成し、市の承認を得ること。
- (2) 市は業務の履行状況を勘案し、業務マニュアルの変更を命じることができる。

12 収入金の納入

業務の処理により收受した料金(定期駐車券等の販売代金、一時駐車における徴収料金など。以下「収入金」という。)の盗難防止に努め、毎日金融機関に預け入れ、1ヶ月ごとに市が指定する納付書により、翌月10日までに草津市指定金融機関に払い込むこと。

13 収入金等の保管

指定管理者は、収入金、回数駐車券等の盗難防止に努めなければならない。

14 収入金不足時の措置

- (1) 収入金について不足が生じた時は、その不足額を市に対し補償すること。
- (2) 収入金を紛失した時は、その紛失額を市に対し賠償すること。

15 個人情報データの取扱い

- (1) 収集した個人データ(以下「個人情報」)の秘密は保持し、盗難防止に努めること。
- (2) 個人情報を目的以外に使用し、第三者へ閲覧または提供しないこと。
- (3) 個人情報を複写、複製し、外部に持ち出さないこと。
- (4) 個人情報は適切に管理し、保存年限経過後は速やかに廃棄処分とすること。

16 事業報告

指定管理者は、履行期間満了後事業報告書を作成し、翌年度5月30日までに市に提出するものとする。

17 修繕費

- (1)小規模修繕については、指定管理者が行うものとする。
- (2)指定管理者は、年度末および指定管理期間終了後に修繕費の実績を報告し、精算を行うものとする。

18 つり銭の準備

指定管理者は、料金等の収受に必要なつり銭を的確な金種により準備すること。

19 経費の負担区分

指定管理者は、次の各号に掲げる費用を除き、委託業務の遂行に必要な費用を負担すること。

- ①火災保険料
- ②大規模改造等、市で実施する修繕費用

20 定期駐車券等の印刷

- (1)定期駐車券、定期駐車票、一時駐車券、一時駐車票、回数駐車券(以下「定期駐車券等」という。)は、必要数を指定管理者において準備すること。
- (2)定期駐車券等について、管理台帳を作成し、適正な在庫管理を行い、盗難防止に努めること。

21 駐車券等の引渡し

指定管理者は、次の各号の一に該当する場合は、駐車券等および消耗品を速やかに市に引き渡さなければならない。

- ①委託期間が満了したとき
- ②指定が解除されたとき
- ③その他市が特に必要と認めたとき

22 業務日報

- (1)指定管理者は、協定締結後速やかに業務日報の様式を定め、市の承認を受けること。
- (2)業務日報は毎日作成すること。
- (3)指定管理者は、市が必要があると認めた時は、市に対しこれを提出し、または閲覧に付さなければならない。

23 月間業務実績報告

- (1)指定管理者は、協定締結後速やかに駐車場実績表および駐車場月報の様式を定め、市の承認を受けること。
- (2)指定管理者は、翌月の10日(その日が市の休日である時は次の市の勤務日)までに月間業務実績報告を市に提出すること。

24 事故等の措置

- (1)指定管理者は、周辺の道路状況および気象状況の把握に十分留意し、駐車場の管理に影響をきたさないよう万全の措置を講じること。
- (2)指定管理者は、事故・災害等の発生に備え、業務従事者に対し必要な訓練等を実施すること。
- (3)指定管理者は、事故・災害・盗難等の事態が発生した時は、直ちに市ならびに警察署・消防署等の関係機関に通報するとともに、その処理に協力すること。

- (4) 指定管理者は、事故等が発生した際は、市に対し速やかに写真等の関係書類を添付のうえ、事故報告書を提出すること。

25 損害保険の加入

指定管理者は、機械保険等に参加すること。

26 清掃

- (1) 指定管理者は、事務所内、事務所周辺、階段周辺を常に清潔に保つこと。
(2) 駐車場内については、適宜清掃を行うこと。

27 設備等の保守点検

- (1) 設備等の保守点検を実施し、設備等が常に良好に作動できるようにすること。
(2) 建築基準法第12条に基づく定期点検を行うこと。(設備点検:毎年、建築点検:3年ごと)
(3) 設備等の保守点検を実施したときは、結果報告書を作成し、市が必要と認めたときは、市に対しそれを提出し、または閲覧に付すること。
(4) 不良箇所を発見した時は、直ちに市に報告し、修繕費で対応可能な箇所は直ちに修理すること。

28 その他

- (1) 電気・水道等の使用の節減に努力すること。
(2) 駐車場内の車路および各室における換気については適宜行い、清浄な状態を保つこと。
(3) 駐車場の漏水、水溜り等の確認を毎日行うこと。
(4) 駐車場内における火災等を想定した防災訓練を定期的に行うとともに、駐車場の防災設備の取扱い研修等を随時実施することによって、緊急時において適切な措置が迅速に講じられるように努めること。
(5) 市の指示に従い、防犯カメラの適切な管理を行うこと。
(6) この仕様書について疑義が生じた場合は、双方協議して定めるものとする。

草津駅東自転車駐車場
消防設備保守点検業務仕様書

草津駅東自転車駐車場消防設備保守点検業務仕様書

草津駅東自転車駐車場における消防設備について、消防法等関係法令の規定により点検を行い、市に報告書を提出するものとする。

1 点検内容

外観・機能点検	年1回（概ね9月頃）
総合点検	年1回（概ね3月頃）

2 点検対象設備一覧

種 別	数 量
◎消火器ABC10型	10本
◎移動式粉末（第3種）消火器	9台
◎避難はしご	2基
◎誘導灯	12箇所
自動火災報知設備	
◎感知器（差動式、スポット型）	41箇所
◎煙感知器（光電式）	3箇所
◎地区音響装置	9箇所
◎発信機	6箇所
◎火災受信機	1基

3 防火管理者の取扱い

ア 消防法（昭和23年法律第186号）第8条第1項の規定により、当該自転車駐車場について定める防火管理者の業務を指定管理者に委任するものとし、指定管理者は、その職員であって資格を有する者のうちから防火管理者を選任するものとする。

イ 指定管理者は、選任した防火管理者に次に掲げる業務を行わせるものとする。

- (1) 消防計画の作成
- (2) 消防計画に基づく消火、通報及び非難訓練の実施
- (3) 消防の用に供する設備、消防用水または消火活動上必要な施設の点検及び整備
- (4) 火気の使用又は取扱いに関する監督
- (5) 避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理並びに収容人員の管理
- (6) 前各号に掲げるもののほか、防火管理上必要な業務

草津駅東自転車駐車場

機械警備業務仕様書

草津駅東自転車駐車場機械警備業務仕様書

草津駅東自転車駐車場の機械警備業務については、警備法上の適格者が実施し、諸法令、諸規制その他の定めを遵守し、誠実に業務を遂行するものとする。

1. 内容

- ① 侵入警備の対象は、管理室のみとし、毎日22時00分から6時00分までとする。ただし、休業日については24時間対象とする。
- ② 火災監視サービスの対象は全館とし、24時間対象とする。
- ③ 一般公衆回線による警備とする。

2. 警備器具

コントローラ	1
アナログ回線ユニット	1
フラッシュライト	1
マグネットセンサー	1
インフラレッドセンサー	1
結線コード	1
蓄積型火災監視	1

草津駅東自転車駐車場

搬送機保守点検業務仕様書

草津駅東自転車駐車場搬送機保守点検業務仕様書

草津駅東自転車駐車場における下記搬送機について、安全な使用が維持できるよう、法令

の定めるところにより保守点検、定期検査を実施するものとする。

名称	自転車搬送コンベア		原動機付及自転車搬送コンベア	
型式	OSバイコレーター		OSバイコレーター	
設置階	2FL～3FL		1FL～2FL	
用途	タイヤ巾50mm以下の標準二輪車		タイヤ巾140mm以下	
踏面巾	70mm		140mm	
傾斜部水平距離	12,000mm		12,000mm	
勾配	14.03度		14.03度	
昇降行程	(階高)3,000mm		3,000mm	
輸送量	800台/時 3mピッチ		左同	
ベルト定格速度	40m/分			
運転方向	上昇のみ			
ベルト	ポリエステル帆布2層			
駆動装置	減速装置	1/30ウォームギヤー		
	主電動機	2.2kwブレーキ付		
	駆動部位置	上階乗出口ピット内		
制御方式	押ボタンスイッチコントロール 光電管スイッチによる自動運転、自動停止装置		左同	
電源	動力用	AC3φ 200V/22050HZ/60HZ		
	ケース・アース線	第3種アース 2.0□×1		
安全設備	非常停止押ボタン	上降口上・下各1ヶ所		
	咬み込み防止装置	上部降り口ピット (ベルトエンド部)		
	非常警報ブザー	操作盤組込み		
	乗入間隙表示	下階乗入口より3mのベルトカバー面 (トラテープ)		
	利用看板	下階乗入口の手摺り等に取り付		
	ベルト伸び検出装置	下部乗入口ピット内に取付		
スタートライン	(トラロープ) 又は白線			

○草津市立自転車駐車場条例

昭和56年7月8日

条例第29号

(設置)

第1条 草津駅周辺における都市景観の維持を図り、併せて市民の利便に資するため、自転車駐車場（以下「駐車場」という。）を設置する。

(名称・位置および駐車できる車両)

第2条 駐車場の名称、位置および駐車できる車両は、別表第1に掲げるとおりとする。

(指定管理者による管理)

第3条 市長は、駐車場の管理に関する次の業務を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせることができる。

- (1) 駐車場の利用に関する業務
- (2) 駐車場の施設および設備の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

(使用時間等)

第4条 駐車場の使用時間および休場日は、規則で定める。

(使用料)

第5条 駐車場を使用しようとする者は、別表第2に定める使用料を前納しなければならない。ただし、草津市立草津駅西口自転車駐車場の一時駐車については、自転車を駐車場から出庫させる時に使用料を納付しなければならない。

2 市長は、使用料の10パーセント以内の割引をした額をもつて回数駐車券を発行することができる。

(使用料の還付)

第6条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部または一部を還付することができる。

(使用料の減免)

第7条 市長は、特に必要があると認めるときは、使用料を減額し、または免除することができる。

(使用の制限)

第8条 市長または指定管理者（以下「市長等」という。）は、駐車場を使用しようとする者が、次の各号のいずれかに該当するときは、駐車場の使用を制限することができる。

- (1) 発火、引火、爆発等のおそれのある危険物を積載しているとき。
- (2) 著しく悪臭を発する物品を積載しているとき。
- (3) 他の車両の駐車を妨げる物品を積載しているとき。
- (4) その他駐車場の管理運営上支障があると認められるとき。

(禁止行為)

第9条 駐車場においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 他の車両の駐車を妨げること。
- (2) 駐車場その他附属設備（以下「施設」という。）または他の車両を汚損または破損すること。
- (3) その他駐車場の管理運営上支障を及ぼすと認められる行為

(違反措置等)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用者に対して駐車場の使用の許可を取り消し、直ちに在庫させることができる。

- (1) 係員の指示に従わないとき。
- (2) この条例に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、駐車場の管理に支障があると認めるとき。

2 市長は、災害その他公益上必要が生じた場合は、使用者に対して駐車場の使用の許可を取り消し、直ちに在庫させることができる。

3 前2項の規定により当該使用者に損害が生ずることがあつても、市は賠償の責を負わない。

(損害賠償)

第11条 駐車場の使用者は、故意または過失により施設を損傷または滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、その賠償額を免除することができる。

(施設内の事故等の責任)

第12条 駐車場における事故および車両の損傷または滅失については、本市が善良な管理者の注意を怠った場合に限りその責めを負うものとする。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、駐車場の管理運営について必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

(昭和56年9月26日規則第36号で昭和56年9月26日から施行)

付 則 (昭和59年3月31日条例第20号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(昭和59年6月1日規則第53号で昭和59年6月1日から施行)

付 則 (昭和62年4月1日条例第19号)

- 1 この条例は、昭和62年4月1日から施行する。
- 2 改正後の草津市立自転車駐車場条例の規定は、昭和62年4月1日以後の申請に係る使用料について適用し、同日前の申請に係る使用料については、なお従前の例による。

付 則 (平成3年12月26日条例第47号)

- 1 この条例は、平成4年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第2の規定は、この条例の施行の日以後になされる使用申請について適用し、同日前になされた使用申請については、なお従前の例による。

付 則 (平成8年12月24日条例第25号)

- 1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 改正後の草津市立自転車駐車場条例別表第2の規定(定期使用料に係る部分に限る。)は、平成9年3月25日から申し込みを受け付ける定期使用に係る定期使用料について適用する。

付 則 (平成17年10月17日条例第20号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

付 則 (平成19年12月27日条例第31号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成30年12月25日条例第41号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（平成31年4月1日規則第25号で平成31年4月1日から、別表第1草津市立草津駅西口第4自転車駐車場の項および別表第2草津市立草津駅西口第4自転車駐車場の項を加える改正規定は、平成31年4月15日から施行）

（準備行為）

- 2 改正後の草津市立自転車駐車場条例の草津市立草津駅西口第3自転車駐車場および草津市立草津駅西口第4自転車駐車場の使用に係る手続その他の行為に関する規定は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

付 則（令和2年6月29日条例第23号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（令和3年3月26日条例第8号）

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

付 則（令和4年10月14日条例第25号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年7月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 改正後の草津市立自転車駐車場条例の草津市立草津駅西口第5自転車駐車場の使用に係る手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

付 則（令和6年7月1日条例第19号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 改正後の草津市立自転車駐車場条例の草津市立草津駅西口自転車駐車場の使用に

係る手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

付 則（令和6年12月20日条例第27号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 改正後の草津市立自転車駐車場条例の草津市立草津駅西口自転車駐車場の使用に係る手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

別表第1（第2条関係）

名称	位置	駐車できる車両
草津市立草津駅西口自転車駐車場	草津市西渋川一丁目1番5号	自転車
草津市立草津駅西口第2自転車駐車場	草津市西渋川一丁目1番33号	自転車およびバイク（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第3項に規定する原動機付自転車をいう。以下同じ。）
草津市立草津駅東自転車駐車場	草津市大路一丁目1番27号	自転車およびバイク
草津市立草津駅西口第3自転車駐車場	草津市西渋川一丁目561番地1	自転車

別表第2（第5条第1項関係）

駐車場使用料

区分	車両	定期使用料		一時駐車使用料 （1日1回につき）	4時間以内および午後6時以降の一時駐車使用料
		1月につき	3月につき		
草津市立草津駅西口自	1階 自転車	2,200円	6,200円	120円	—
	2階	1,900円	5,200円		

転車駐車場	3階		1,600円	4,200円		
草津市立草津駅西口第2自転車駐車場	1階	自転車	2,200円	6,200円	120円	—
	2階		1,900円	5,200円		
草津市立草津駅東自転車駐車場	屋外	バイク	1,900円	5,200円	110円	
		自転車	3,000円	9,000円	200円	100円
		バイク(総排気量50cc以下)	4,000円	12,000円	400円	200円
		バイク(総排気量50ccを超え125cc以下)	4,500円	13,500円	400円	200円
草津市立草津駅西口第3自転車駐車場	屋外	自転車	600円	1,700円	—	—

備考

- 1 定期使用における駐車期間または一時駐車における1日を超えて駐車場を使用したときは、当該車両に係る一時駐車使用料に超過した日数を乗じて得た額を徴収する。ただし、草津市立草津駅東自転車駐車場において退場する日の退場時刻が正午までのときは、当該退場する日の使用料は、この表に定める一時駐車使用料の半額とする。
- 2 草津市立草津駅西口自転車駐車場の一時駐車使用料の欄に定める額の1日とは、駐車した時間から起算して24時間を経過するまでの時間とし、草津市立草津駅西口第2自転車駐車場および草津市立草津駅東自転車駐車場の一時駐車使用料の欄に定める額の1日とは、午前0時から午後12時までを単位とする時間をいう。

3 市内に住所を有する障害者（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する者をいう。）は、半額（10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）とする。

○草津市立自転車駐車場条例施行規則

昭和56年9月26日

規則第37号

(趣旨)

第1条 この規則は、草津市立自転車駐車場条例(昭和56年草津市条例第29号。以下「条例」という。)第12条の規定に基づき、自転車駐車場(以下「駐車場」という。)の管理運営について必要な事項を定めるものとする。

(使用時間)

第2条 駐車場の使用時間は、午前6時から午後10時までとする。ただし、草津駅西口第3自転車駐車場(以下「西口第3駐車場」という。)は午前0時から午後12時までとする。

(休場日)

第3条 駐車場の休場日は、12月31日から翌年の1月3日までとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、臨時に開場または休場することができる。

(一時駐車の使用手続き)

第4条 一時駐車により駐車場を使用しようとする者は、車両を入場させる際に使用料を納入し、所定の駐車票(別記様式第1号)および駐車証(別記様式第2号)の交付を受けなければならない。

2 前項の場合において、回数駐車券によるときは、使用回数に対応する回数駐車券の券片を提出することをもつて足りるものとする。

3 交付を受けた駐車票については、各自が車両に取り付け、退場の際に持ち帰るものとする。

(定期使用の使用手続き)

第5条 定期使用により駐車場を使用しようとする者は、定期使用申込書(別記様式第3号)を提出し、定期駐車票(別記様式第4号。西口第3駐車場にあつては別記様式第4号の2)および定期駐車券(別記様式第5号。西口第3駐車場にあつては別記様式第5号の2)の交付を受けなければならない。

2 前項の交付を受けた者は、定期駐車票については車両に取り付け、定期駐車券にあつては、係員から提出を求められた場合は、これを提示しなければならない。

3 定期使用により駐車場を使用することができる期間(以下「定期使用期間」という。)は、1月の定期使用にあつては、毎月1日からその月の末日、3月の定期使用にあつては、毎月1日から翌々月の末日までとする。ただし、定期使用をしようとする月の中途において第1項の申込みをした者の定期使用期間は、当該申込みに係る定期駐車票等の交付のあつた日から起算する。

4 市長または指定管理者は、駐車場の管理運営上必要があると認めるときは、第1項に規定する駐車票等の交付を停止し、または駐車させる場所の変更を命じることができる。

(回数駐車券)

第6条 条例第5条第2項の規定による回数駐車券は、次のとおりとする。

名称	区分	券種	枚数	金額
草津市立草津駅西口第2自転車駐車場	バイク	110円	11枚	1,100円
	自転車	120円		1,200円
草津市立草津駅東自転車駐車場	バイク	400円	11枚	4,000円
	自転車	200円		2,000円
草津市立草津駅西口第5自転車駐車場	自転車	110円	11枚	1,100円

(使用料の還付)

第7条 条例第6条ただし書に規定する使用料の還付は、次の各号に掲げるところにより行う。

- (1) 第5条第1項の規定により定期駐車票等の交付を受けた者(以下「定期使用者」という。)が定期使用期間の開始前に使用を禁止された場合 全額
- (2) 定期使用者が有効期間の中途において使用を禁止された場合 その事由が生じた日以後使用できなくなった日数を有効期間で除して得た数に、定期使用料を乗じて得た額
- (3) 定期使用者が転勤その他やむを得ない事情により定期使用期間の開始前に使用を解約した場合 全額
- (4) 定期使用者が転勤その他やむを得ない事情により3月定期の有効期間の中途において使用を解約した場合にあつては、次に掲げる額

ア 有効期間が1月を超え2月に満たない場合 1月の定期使用料の額

イ 有効期間が2月を超える場合 2月の定期使用料の額

(5) 市長が特に必要があると認めた場合 市長が定める額

2 前項第2号の算出に当たり、100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(定期駐車票等を紛失した場合の手続き)

第8条 定期使用者が、定期駐車票または定期駐車券を紛失したときは、定期駐車票等再交付申請書(別記様式第6号)により、定期駐車票等の再交付を受けなければならない。

2 前項の場合において、市長は、実費相当分の金額を徴収するものとする(西口第3駐車場の定期駐車券の再交付の場合に限る。)

(使用者の遵守事項)

第9条 駐車場の使用者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 駐車的位置については、係員の指示に従うこと。

(2) 車両には必ず施錠を行う等、盗難防止に努めること。

(3) 定期駐車券、駐車票等を他人に譲渡または貸与しないこと。

(4) 前3号に掲げるもののほか、駐車場の使用に当たっては条例、この規則および係員の指示に従うこと。

(細目)

第10条 この規則に定めるもののほか、駐車場の管理運営について必要な事項は、市長が定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(昭和59年3月31日規則第18号)

この規則は、別に規則で定める日から施行する。

(昭和59年6月1日規則第54号で昭和59年6月1日から施行)

付 則(昭和62年4月1日規則第22号)

この規則は、昭和62年4月1日から施行する。

付 則(平成8年12月27日規則第42号)

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

付 則（平成11年3月15日規則第5号）

- 1 この規則は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にある関係規則に規定する様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて、これを使用することができる。

付 則（平成17年10月17日規則第40号）

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 草津市立草津駅東自転車駐車場条例施行規則（平成17年草津市規則第33号）は、廃止する。

付 則（平成26年4月1日規則第40号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

付 則（平成31年4月1日規則第26号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（令和2年3月4日規則第5号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（令和5年5月18日規則第53号）

この規則は、令和5年7月1日から施行する。

別記様式第1号(第4条第1項関係)

(表)	(裏)
番号 駐車票 1日 1回 円 印 (駐車場名)	駐車中は、この券を につけてください。

様式第2号(第4条第1項関係)

(表)	(裏)
番号 一時使用 円 (駐車場名)	ご注意 1 出庫の際、この券をお持ちください。 2 駐車中におきた自転車、バイク等の盗難、破損、その他の事故について一切の責任は負いません。 3 駐車中は必ず施錠してください。

様式第3号(第5条第1項関係)

自転車駐車場定期使用申込書

年 月 日

草津市長 宛

〒

住 所 _____

ふりがな

氏 名

(記名押印または自署)

印

電話番号 () _____

(日中つながりやすい電話番号をご記入ください)

自転車駐車場を定期使用したいので、下記のとおり申し込みます。

駐 車 場 名			
使 用 期 間	1ヶ月 ・ 3ヶ月		
	年 月 日 ～ 年 月 末日		
使 用 の 理 由	通勤 ・ 通学 ・ その他 ()		
車 両 の 特 徴	自転車	メーカー名	色
		防犯登録番号	

※次の条件を了承し、定期使用を申し込みます。

- 駐車中におきた盗難、破損、その他の事故については、一切の賠償請求をいたしません。
- 駐車中の自転車が放置されていると認められた場合、その車両を処分されても不服申し立てをいたしません。
- その他草津市立自転車駐車場条例、同条例施行規則および係員の指示を遵守いたします。

※この申込書の個人情報は自転車駐車場の使用に関する以外には使用しません。

様式第4号（第5条第1項関係）

定期駐車票	
年	□
有効 期限	
番号	_____
駐車 位置	_____
(駐車場名)	

別記様式第4号の2(第5条第1項関係)

定期駐車票

定期番号

有効期限 年 月から
年 月末まで

発行日 年 月 日

草津市営自転車駐車場

縦7.0センチメートル、横4.0センチメートル

様式第5号(第5条第1項関係)

(表)	(裏)		
草津市立自転車駐車場 定期駐車券	草津市立自転車駐車場		
年度 _____ 番号 _____ 氏名 _____ (駐車場名)	番号 _____ 氏名 _____		
	4月	5月	6月
	7月	8月	9月
	10月	11月	12月
	1月	2月	3月
	番号 _____ 氏名 _____		
〔注意事項〕			
1 入退場の際にこの券を係員に提示してください。 2 指定された位置に駐車し必ず施錠してください。 3 この券は交付を受けた人以外は使用できません。 4 駐輪中の自転車等の盗難・破損・その他の事故については、一切責任を負いません。 5 放置されたと認めた場合には、処分しますので、注意してください。 6 その他草津市立自転車駐車場条例、同条例施行規則および係員の指示に従ってください。			

別記様式第5号の2(第5条第1項関係)

(表)

<div data-bbox="600 517 1157 584" style="border: 1px solid black; width: 349px; height: 30px; margin: 0 auto;"></div> <h2 style="margin: 10px 0;">定期駐車券</h2> <p>契約No.</p> <div data-bbox="399 696 603 741" style="border: 1px solid black; width: 128px; height: 20px; margin: 0 auto;"></div>
<p>草津駅西口第3自転車駐車場</p>

(裏)

<p>[注意事項]</p> <ul style="list-style-type: none">・指定された位置に駐車し、必ず施錠してください。(二重施錠にも心掛けてください。)・この券は交付を受けた人以外は使用できません。・本券の有効期間が終了したら返却してください。・定期更新される場合は、有効期限までに定期券更新機にて手続きを行ってください。 (有効期限を過ぎると使用できません。)・駐輪中の自転車の盗難・破損・その他の事故については、一切責任を負いません。・放置されたと認められた場合には、処分しますので、注意してください。・自転車事故の保険等に加入してください。・本券は直射日光・高温となる場所に置かないでください。・本券を曲げたり、叩いたりしないでください。・その他、草津市立自転車駐車場条例、同条例施行規則および係員の指示に従ってください。
--

縦5.4センチメートル、横8.6センチメートル

様式第6号(第8条関係)

自転車駐車場定期駐車票等再交付申請書

年 月 日

草津市長 様

住 所
氏 名
電 話

私は、自転車駐車場定期駐車票、自転車駐車場定期駐車券を紛失したので、再交付を申請します。

記

番号

有効期間 年 月 日から 年 月末日まで

駐車場および駐車位置

別記様式第1号（第4条第1項関係）

様式第2号（第4条第1項関係）

様式第3号（第5条第1項関係）

様式第4号（第5条第1項関係）

別記様式第4号の2（第5条第1項関係）

様式第5号（第5条第1項関係）

別記様式第5号の2（第5条第1項関係）

様式第6号（第8条関係）